

営繕工事については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方にに基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

3-2 施工者希望型におけるモデル工事実施協議

施工者希望型を受注した受注者は、現場着手前までに、協議書(様式第1号)によりモデル工事の実施の有無を発注者と協議するものとする。

なお、協議の結果、モデル工事を行わない場合は本要領によらず施工するものとする。

3-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。

《参考図》

<p>ご迷惑をおかけします</p> <p>〇〇〇〇〇〇を なおしています</p> <p>令和〇年〇月〇日まで 時間帯 0:00~0:00</p> <p>〇〇〇〇〇〇工事</p> <p>この工事は、 週休2日に取り組んでいます。</p> <p>発注者 輪島市〇〇課 電話番号 000-000-0000</p> <p>施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話番号 000-000-0000 現場代理人 〇〇 〇〇</p>
--

3-4 工程管理

(1) 工事着手前

受注者は、現場着手前に原則土日を休日とした週休2日の計画工程を工事工程表(様式第2号)に記入し、監督員に提出・共有すること。

(2) 工事中

受注者は、工程に大きな変更が生じた場合は、工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。

4 週休 2 日の工事の定義

工期内の対象期間において、原則土日を休日とした週休 2 日(4 週 8 休相当、振替休日可)の現場閉所を確保すること。

(1) 対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間のほか、次に掲げる期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他外的要因により現場が不稼働となる期間

(2) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 現場完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日

(4) 現場閉所

- ・工事施工箇所における材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする(出来形計測等は不可)。
- ・天候不順(雨天・降雪等)により休工した日は現場閉所とする。

5 週休 2 日の確認方法

発注者は、3-4 の工事工程表に基づき、次に掲げる内容に留意し、週休 2 日の確保の確認を行うものとする。

- ・対象期間(現場着手日～現場完了日)
- ・週休 2 日(4 週 8 休)の日数の確認
- ・上記日数の休日が確保されたか

6 費用

(1) 発注者指定型

- ・週休 2 日の確保を前提に当初設計から、発注時の国の基準(補正等)(4 週 8 休)により積算を行う。
- ・施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合は、上記補正分を減額する。

(2) 施工者希望型

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、週休 2 日(4 週 8 休)の確保ができた場合(見込まれる場合)は、発注時の国の基準(補正等)により変更設計を行う。
- ・工事着手前に発注者との協議が整わなかったもの、又は協議を行わなかったものは補正の対象としない。

7 評定

週休2日の確保が確認できた場合、社会性等(第二次評定)における「建設現場における週休2日(4週8休相当)を達成」において、2.5点の加点を行う。

なお、週休2日の確保ができなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項又はこの要領に関し疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。